**その他連絡事項**

資料　4

【国保連への請求】

●国保連へ請求する時に、利用時間は、利用者を送迎し終わった時間もしくは送迎が無い利用者については、事業所を退所した時間を入力してください。

　他の障害福祉サービス(居宅介護、移動支援等)との時間の重複が確認された事業所が多数存在します。誤解を生む場合があるため、正しい時間を入力してください。

【受給者証】

●利用者と契約時に、受給者証に記載する事業所名は、簡易的な名称ではなく、正式名称を記載してください。

簡易的な名称では、他の事業所が確認した際に、事業所を判別出来ない場合があります、正式名称を記載してください。

【自費及び無償での受入れについて】

●支給決定がされてない及び支給日の範囲内外に関わらず、利用者の受入れについては、自費でも無償でも認められてないため、受入れないでください。